

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等  
に関する法律・逐条解説

令和5年2月1日

消費者庁

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成12年法律第61号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

### 1. 趣旨等

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、禁止行為を行う法人等に対する行政措置を規定することや、不当な勧誘によって困惑した個人が行った寄附の意思表示の取消権等を規定することにより、消費者契約に該当する寄附の意思表示の取消権を規定している消費者契約法（平成12年法律第61号）と本法によって、法人等から寄附の勧誘を受ける個人の保護を図るといふ、本法の目的を規定している。

### 2. 規定の内容

本法においては、寄附のうち、契約に該当するものに加え、債務免除等の単独行為に該当するものも含め、寄附の勧誘に関する禁止行為等を明示した上で、当該禁止行為を行った法人等に対する行政措置（勧告、命令等）を規定している。

また、当該禁止行為に係る不当勧誘により個人が困惑して行った寄附の意思表示の取消し等の民事ルールに関する特則を規定している。

これらの規定に加え、消費者契約法に基づく消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しとあいまって、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的としている。

規律の対象については、法人格を有する法人に加え、その実質において法人と同視することができる存在を対象とすることが適切であることから、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（いわゆる権利能力なき社団又は財団）を対象とする旨を「法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。）」として規定している。

(定義)

第2条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
  - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）
  - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

## 1. 趣旨等

本法においては、寄附に関する不当な勧誘を禁止し、その適正化を図ることを目的としているところ、規律の対象となる寄附を定義するものである。

## 2. 規定の内容

### (1) 対象となる法律行為

本条は、寄附の本質が無償で相手方に財産に関する権利を移転し、又は財産上の利益を供与するものであることを踏まえ、①契約、②単独行為のそれぞれについて該当するものを規定している。

このうち、①の契約については、個人と法人等の間で締結される契約のうち、

- ・ 個人が法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（例えば、契約の相手方である法人等の活動を支援する目的でなされる献金、法人等の活動を直接対象としない被災者支援等の義援金の募集に対する出捐が挙げられる。前者は贈与に該当し、後者は信託的譲渡と評価されるものと考えられる。）
- ・ 個人が法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約（例えば、法人等とは別人格の者に金銭を贈与するために当該法人等に金銭を交付する行為が挙げられる。これは準委任に該当すると考えられる。）

を規定している。もっとも上記の契約のうち、移転の対象となる財産又はこれと同種同等のものの返還を約するもの（例えば、消費寄託）については、外形的には無償で相手方に財産に関する権利を移転する側面を有するが、本法の対象となる寄附には該当しないことから、除外している。なお、安価な物品を法外な高値で売買する場合については、個別の事案における具体的事実関係によると考えら

れるものの、本法の適用を免れるために外形上売買契約の体裁を取ったにすぎないと判断されるときは、その実態は寄附と認められ、本法の適用対象となり得る。

また、勧誘や財産の移転先の名目を、見かけ上当該法人等ではなく個人にしている場合であっても、当該法人等による寄附の勧誘と評価される場合には、当該法人への寄附として本法の適用対象になると考えられる。なお、法人等が不当勧誘をして寄附を募り、寄附の帰属先を当該法人等の幹部個人にしたような場合は第2条第1号ロに該当し得る。

これに対して、法人等を介することのない個人からの個人に対する寄附は、原則として本法の規律の対象とはしていない。上記のような見かけ上のみではない純粋な個人間の寄附については、本法が規定する行政措置は不特定・多数の個人に対する組織性・悪質性・継続性ある寄附の勧誘を行い続けるおそれが著しい者を対象としていることから、個人がそのような行政措置の対象となる場面が想定し難いためである。

②の単独行為については、個人が法人等に対し無償で財産を移転させる単独行為（例えば、債務免除及び遺贈が挙げられる。）を規定している。この点に関し、不当な勧誘による寄附は契約によって行われることが多いと考えられるが、本法の規律の対象を仮に契約に限った場合には、単独行為の形式で行うことによってその規律を免れようとするものが現れることもあり得る。そのような規律の潜脱を防止する観点から、単独行為についても規律の対象とする。

## （2）対象となる主体

本法においては、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とするものであるところ、その主体を個人と規定している。もっとも個人のうち、事業性が認められる者は本法の保護の対象から除く必要があることから、「個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。）」と規定している。なお、寄附を「事業として」行うことは想定し難いことから「事業のために」行う場合のみを除外している。

また、本法は、法人等において具体的に勧誘を行う者について、代表者、役員又は使用人等を明示して規定していないものの、これらの者が行った勧誘は法人等の代表者又は法人等の業務の補助者によるものとして、法人等が行ったものと評価される。これに対し、特に宗教団体については、代表者、役員又は使用人等に該当しない信者が当該宗教団体への寄附の勧誘を行った場合、当該宗教団体と信者との間には委任、雇用等の契約関係がない場合もあり得る。このような場合においては、当該宗教団体と当該信者との間に、使用人と同等程度の法人との関係性があるか否かが、個別の事実関係（明示又は黙示の契約の有無や、契約がある場合には当該契約の内容等）に応じて判断されることになる。

## 第2章 寄附の不当な勧誘の防止

### 第1節 配慮義務

第3条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治29年法律第89号）第877条から第880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第5条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

#### 1. 趣旨等

本条は、法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等が個人に寄附の勧誘を行うに当たって遵守すべき事項についての配慮義務を定めるものである。

#### 2. 規定の内容

##### (1) 各規定の内容

寄附が対価なく財産に関する権利を移転する無償の法律行為であり、寄附を受ける法人等が一方的に利益を得るものであることに鑑みると、法人等が自己の利益を図るため個人に対して社会的に相当な範囲を超える勧誘を行い、これによって個人が寄附を行うことにより、個人の利益が害されるおそれがあることは否定できない。そして、近時、特定の宗教団体が不当な寄附の勧誘を行い、当該宗教団体に対する過大な寄附が行われることにより、寄附者のみならずその配偶者や扶養すべき親族等の経済的利益までもが害され、生活困窮や家族崩壊につながった例もあると指摘されている。本条は、このような状況を鑑み、寄附の勧誘を行うに当たっての法人等としての規範を一般的に定めたものである。

具体的には、社会通念上不当な寄附の勧誘によって個人の利益が害されるおそれがあることを踏まえ、特に問題となり得る事項を典型的に掲げて配慮義務を定めることとし、本条の実効性、すなわち不当な寄附の勧誘に対する抑止力を更に向上させる観点から、「十分に配慮」しなければならない旨を定めている。なお、「寄附の勧誘を行うに当たっては」とは、個別の寄附の勧誘を行うに際しての勧

誘から寄附までの時間的な概念を指すものではなく、一般論として寄附の勧誘を行う場合においてという意味である。

このうち第1号は、法人等が寄附の勧誘をするに際しては、寄附が本来基づくべき個人の自由な意思を抑圧し、寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることについて、配慮義務を定めている。

また、第2号は、法人等に対し、寄附の勧誘を行う相手方である個人のみならず、その配偶者又は扶養すべき親族の生活の維持を困難とすることがないようにすることについて、配慮義務を定めている。このうちの「生活の維持を困難にする」の意義については、個別の事案における具体的事実関係によると考えられるものの、民事執行法（昭和54年法律第4号）第152条第1項及び同法施行令（昭和55年政令第230号）第2条第1項第1号によれば、標準的な世帯の1か月間の必要生計費を勘案して定める額が33万円とされていることが参考になると考えられる。

さらに、第3号は、いわゆる正体隠しによる不当な寄附の勧誘を防止するとともに、寄附の勧誘を受ける個人が財産の用途を誤認することのないようにする観点から、寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附をする財産の用途について誤認させるおそれがないようにすることについて、配慮義務を定めている。このうちの「財産の用途について誤認させる」の意義については、用途についての説明状況や寄附者の理解等の具体的事情によるものの、例えば、被災者支援の目的で寄附したにもかかわらず寄附に係る金銭の大半が当該法人の別の事業に充てられた場合など、寄附の目的と実際の用途とがおおよそ異なる場合がこれに当たると考えられる。

## （2）配慮義務の位置付け

配慮義務は、第4条及び第5条が禁止対象となる法人等の行為の類型を規定しているのとは異なり、法人等の勧誘によって個人にもたらされる結果の状況（「適切な判断をすることが困難な状況」等）を法人等が配慮すべき対象として規定している。すなわち、法人等のどのような行為によるものであったとしても、寄附の勧誘に当たっては個人（やその配偶者等）に、そのような結果（状況）をもたらしてはならないという規範を示すことにより、法人等の行為を禁止すべきものに限定せず、より幅広く捉えて義務を課しているものである。

このような配慮義務規定の性質を踏まえて、行政措置の場面では、その実効性を担保するため、単に本条各号が規定する結果（状況）を個人にもたらさないようにすべき旨を勧告するのではなく、当該法人等が遵守すべき事項を具体的に示して、これに従うべき旨を勧告することとしている（第6条参照）。

なお、本条は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における

当該事案ごとの民事的な法的効果を直接規定するものではないが、このような配慮義務の規定が本法に定められることで、民法上の不法行為（民法（明治29年法律第89号）第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が、当該規定がない場合と比較して容易になることが考えられる。例えば、本条が規定する配慮義務も考慮して法人等が信義則上の注意義務を負うとして、注意義務違反が不法行為を構成すると判断されることはあり得るものと考えられる。

## 第2節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第4条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をもち、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

### 1. 趣旨等

本条は、法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等による個人に対する寄附の勧誘について、消費者契約法第4条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第8号の規定内容<sup>1</sup>を踏まえ、禁止行為を規定するものである。

<sup>1</sup> 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）による消費者契約法の改正を踏まえた規定内容である。



## 2. 規定の内容

- (1) 消費者契約法第4条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第8号に規定される勧誘を本法で禁止する理由

消費者契約法第4条は、不当な勧誘により意思表示がされた場合の取消権について規定しているところ、同条第1項、第2項及び第4項は、いずれも契約が売買や役務提供等の双務契約であることを前提に、重要事項についての消費者の誤認や、契約の目的となるものの分量等が過大であることなどを原因として消費者に取消権を認めるものであり、片務契約又は単独行為である寄附への適用が問題となる場面は想定できない。

これに対し、同条第3項のうち第1号から第4号まで、第6号及び第8号は、不当な勧誘の影響により困惑させられ、自らの本来の欲求の実現に適合しない契約を締結した場合について取消権を認めるものであり、かつ、必ずしも双務契約であることを前提とすることなく勧誘に着眼した規定である。そして、寄附の勧誘についても、同様に、寄附の勧誘を受ける個人を保護するために、法人等がそのような不当な勧誘を行うことを抑止する必要がある(これに対し、同項第5号、第7号、第9号及び第10号は、その規定内容からは片務契約又は単独行為である寄附への適用が問題となる場面は想定できない。)

- (2) 個人を困惑させることを禁止行為の要件としたことについて

もっとも、消費者契約法第4条第3項は、事業者の不当な勧誘により消費者が困惑し、そのために契約を締結した場合に、契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しを認めているが、勧誘自体を禁止しているわけではない。この点を踏まえると、本法で禁止行為を規定するに当たり、法人等が不当な勧誘を行うことのみをもって直ちに禁止行為とするのは相当でないことから、これによって個人が困惑させることを含めて禁止行為としている。

他方、本条は禁止対象となる法人等の行為を規定しているものであるから、禁止行為によって個人から実際に寄附が行われたか否かは問わない。

なお、寄附が消費者契約に該当する場合にあっては、消費者契約法では不当な勧誘自体は禁止されていないが、本法によって、消費者契約に該当する寄附においても、不当な勧誘によって個人を困惑させる行為が禁止される。

- (3) 本条に違反した場合の効果

法人等が本条に違反する行為を不特定又は多数人に対して行い、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認められるときは、勧告及び措置命令の対象となる(第7条第2項、第3項)。

また、本条に違反する行為により個人を困惑させて寄附をさせたときは、個人は、消費者契約法の適用がある場合を除き、本法により、寄附の意思表示を取り

消すことができる（第8条第1項）。なお、消費者契約法の適用がある消費者契約に該当する寄附については、同様の事態において消費者契約法により取り消すことができる（消費者契約法第4条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第8号）。

さらに、本条各号所定の禁止行為により個人の権利又は法的利益が侵害され、損害を被ったと認められる場合には、不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）が認められ得る。

#### （4）その他

##### ア 「寄附の勧誘をするに際し」について

本条柱書の「寄附の勧誘をするに際し」とは、「法人等が当該寄附の勧誘を行う場合に、個人と接触してからその個人が寄附を行うまでの間に」という趣旨であり（消費者庁消費者制度課編『逐条解説・消費者契約法〔第4版〕』（商事法務、2019年）134頁（以下「逐条解説・消費者契約法」という。）参照）、例えば、法人等が個人に寄附の話を持ちかけるなどして接触してから（個人が数日、場合によっては数か月考えた後に）その個人が実際に当該寄附を行うまでの間がこれに該当する。

なお、宗教団体への入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附の勧誘であると判断できる場合には「寄附の勧誘をするに際し」に該当すると考えられ、例えば、入信当初に身内の不幸等を告げて不安をあおり、教義と称して、そのような不安に乗じて身内の更なる不幸等の不利益を回避する手段が寄附であると教え込むような場合が該当し得る。

##### イ 「困惑」について

本条柱書の「困惑」とは、消費者契約法における「困惑」と同義であり、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいい、畏怖（おそれおののくこと、怖じること）をも含む広い概念である（逐条解説・消費者契約法187頁参照）。

##### ウ 「不安を抱いていることに乗じて」について

第6号の「不安を抱いていることに乗じて」との要件は、不安を抱いているという本人の精神的な状態に乗じ、靈感等の知見を示しつつ勧誘を行い、それにより困惑させることを意味するものであり、この場合の不安は、当該寄附の勧誘を行う法人等によって引き起こされたものであることを要しない。

これにより、例えば、入信時に抱かされた不安をその後も抱き続けている者に対し、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘を行う場合や、当該法人とは関係なく病気による不安を抱いていた者に対し、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘を行う場合もこれに該当することとなる。

##### エ 「必要不可欠である旨を告げる」について

第6号の「必要不可欠である旨を告げる」との要件については、必ずしも必要不可欠という言葉そのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同程度の必要性や切迫性が示されている場合も含まれる。

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第5条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

## 1. 趣旨等

本条は、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法人等が個人に対し、借入れにより、又は当該個人等が現に居住する建物等若しくは当該個人が営む当該個人やその家族の生活維持に欠くことができない事業用資産を処分することにより、寄附をするための資金の調達を要求することを禁止するものである。

## 2. 規定の内容

寄附は、慈善事業、福祉事業、文化事業、研究・教育活動、宗教活動その他の事業又は活動に充てられることにより、諸事業の発展、国民生活の安定向上、社会福祉その他の公益の増進、活力ある社会の実現に寄与する重要な役割を有する。

他方、近時、特定の宗教団体が不当な勧誘等の行為を繰り返し、その結果、特定の個人が自己の財産状態に比して過大な寄附を繰り返すなどして、当該個人のみならずその家族の困窮や生活崩壊などにつながった事例が指摘されている。これは、寄附が自発的な意思に基づいて行われる無償の契約又は単独行為であり、寄附を受ける者は対価なく財産を取得する一方、寄附をする者は一方的に財産を失うものであることを前提として、寄附を受ける者がその経済的利益の追求に過度に走った事態と理解することが可能である。

そこで、本法により、このような事態を招くこととなる寄附に関する不当な働きかけを防止することにより、上記の諸事業ないし諸活動の健全な発展を損なうことなく、寄附の勧誘を受ける者の保護を図る必要がある。このような事態を排除することは寄附文化の健全な発展にも資すると考えられる。

第3条第2号では、寄附により個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることを配慮義務として規定したところであるが、

本条は、上記のような見地から、当該個人にとって過大な負担となるような寄附を要求する行為を禁止することとし、具体的には、その典型として、借入れによる資金調達の要求、並びに当該個人又はその配偶者等の親族が現に居住する不動産及び現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している資産であって当該事業の継続に欠くことのできないものを処分することによる資金調達の要求を禁止している。なお、処分行為とは、一般的には、財産・財産権の性質・現状を変更する事実上・法律上の行為をいうものと解されるところ、本条の趣旨からは、当該財産を売却する行為のほか、抵当権を設定する行為も含まれると解される。

もともと、法人等から、そもそも寄附の勧誘がなく、あるいは居住用資産等を処分して寄附をするための資金を調達するようにとの要求がなく、個人が専ら自発的に居住用資産等を売却して寄附を行った場合は本条に抵触しない。これに対し、法人等が個人に寄附の勧誘をするに際し、当該個人が寄附をするためには居住用資産等を売却せざるを得ないような場合にそのような状況を知りながらなお寄附を要求する行為は、本条に抵触し得る。

なお、本条の「居住の用に供する建物若しくはその敷地」には、区分所有建物である本人の居住の用に供する専有部分又は当該専有部分に係る敷地利用権が含まれる（於保不二雄ほか編『新版注釈民法(25)親族(5)〔改訂版〕』（有斐閣、2010年）427頁参照）。

### 第3節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第6条 内閣総理大臣は、法人等が第3条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第3条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

#### 1. 趣旨等

法人等の配慮義務について定める第3条は、規制対象となる法人等の行為の類型について要件を規定するものではなく、行政処分や刑事罰の対象とすることは困難と考えられるものの、配慮義務の実効性を担保する観点から、勧告、公表及び報告徴収という限度での行政措置を定めるものである。

#### 2. 規定の内容等

##### (1) 勧告（第1項）

配慮義務が禁止行為よりも幅広い規制であることを踏まえると、原則として、その不遵守については謙抑的、慎重に行政権限の行使がされるのが相当と考えられる。そこで、不当とはいえない寄附の勧誘活動まで萎縮させてしまうことがないように、一定の慎重な要件の下に行政措置を講ずることとしている。配慮義務について勧告等の対象とすることにより、義務の不遵守による支障が拡大することが防止され、また、勧告に従わない旨が公表されることにより、被害を未然に防止することの実効性を確保することができると考えられる。

本条の「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」とは、例えば、自由な意思の抑圧の程度や期間が著しい場合、抑圧状態に置かれている者が多数に及んでいる場合、特定の法人等への寄附によって寄附者の家族の生活の状況が著しく低下し食費等にも事欠くような状態が生じている場合、特定の法人等が不特定又は多数の者に対して被災者支援等の公益目的のための寄附であると偽り用途を誤認させて高額の寄附を募集している場合などが考えられる。

また、「明らかに認められる」とは、支障を客観的に認めることができる場合と解され、例えば、法人等の勧誘について配慮義務違反を認定して不法行為の成立を認めた裁判例が存在する場合は考えられる。

そして、「更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるとき」とは、例えば、今後も義務の不遵守の状態が改善される見込みが薄く、このまま放置すると同様の支障が生じ続けるおそれが高い場合は考えられる。

これらを含む第1項の要件が満たされた場合、勧告において示される「遵守すべき事項」の具体的内容としては、例えば、威迫的、威圧的な勧誘や閉鎖的な環境での長時間にわたる勧誘を避け、個人が寄附をするか否かを自由な意思に基づいて判断することができる状況を確保すること、個人ごとに寄附の累積額等を把握して過度な勧誘とならないように留意すること、相当程度高額な寄附額に至った場合において改めて寄附者に意向を確認して生活の維持に支障が生じる事態になっていないかを確認すること、勧誘に際して書面によって法人等の名称や所在地及び寄附の用途を明らかにすることなどが考えられる。

## (2) 公表（第2項）

第2項は、法人等が勧告に従わない場合にはその旨を公表することができることを定め、公表するか否かについて行政裁量を与えている。内閣総理大臣は、不遵守の悪質性、個人の権利の保護について生じている支障の程度、更に同様の支障が生じるおそれなどを総合考慮して、公表するか否かを判断するものと考えられる。

## (3) 報告徴収（第3項）

第3項は、第1項の勧告をするのに必要な限度において、第3条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関して、必要な報告を求めることができることを規定している。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第7条 内閣総理大臣は、第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第4条又は第5条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

## 1. 趣旨等

本法は、寄附に関する不当な勧誘を禁止するとともに、当該禁止の対象となる勧誘を行う法人等に対し、行政上の措置を定めることにより、寄附をした者の保護を図ることを目的とするものであるところ、行政上の措置については、内閣総理大臣による①禁止行為をしている可能性がある場合の報告徴収、②禁止の対象となる勧誘等を行う法人等に対する勧告、③(②の)勧告に従わない法人等に対する措置命令を主な内容としている。

## 2. 規定の内容

### (1) 報告徴収(第1項)

法人等が本法において禁止の対象となる勧誘等をしている可能性がある場合には、内閣総理大臣が当該法人等に対し、報告徴収を行うことができる旨を規定している。

もつとも、本法においては、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることがないように運用を行う必要があることを踏まえ、勧告及び命令に必要な限度の範囲で「第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは」と規定している。

この点に関し、「特に必要があると認めるとき」とは、例えば禁止行為が不特定又は多数の者に対して繰り返し組織的に行われており、社会的な影響が大きいと考えられる場合などが想定される。

また、任意の立入検査等に際して職員が任意の形式で質問をすることもあり得るが、本法の運用における基本的な考え方(学問の自由、信教の自由及び政治活



動の自由に十分に配慮すること)に鑑み、質問に対する陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合について制裁は科さないこととし、質問権についても規定していない。

## (2) 勧告 (第2項)

内閣総理大臣は、法人等が①不特定又は多数の個人に対して第4条又は第5条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、かつ、②引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に勧告をすることができる旨を規定している。

本法における規制の対象である寄附が無償行為であることを踏まえ、①のみならず、②も要件とすることによって、個人を保護するために必要な場合に限り勧告が行われるものであることを明確化している。

また、勧告がされることとなる「必要な措置」としては、禁止行為に該当する勧誘の停止等を想定しており、その旨を明示する観点から、「当該行為の停止その他の必要な措置」と規定している。「その他の必要な措置」の具体例としては、改善のための取組などについて報告を求める措置、勧誘を受けた個人に対して勧誘が禁止規定に反していた旨の通知をさせる措置なども想定されるところ、私的自治、民事不介入等の観点からは、寄附を行った個人に対して返金をさせる措置までは想定していない。

## (3) 命令及び公表 (第3項及び第4項)

内閣総理大臣は、上記(2)の勧告を受けた法人等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる旨を規定している。

上記(2)の勧告は、個人を保護するために必要な場合に限り行われるものであるところ、当該勧告に対し、正当な理由がなく措置をとらない法人等に限り、行政処分の対象とするものである。

なお、命令が行政処分であることも踏まえ、内閣総理大臣が命令を行った場合には、その旨を公表しなければならない旨を規定している。

### 第3章 寄附の意思表示の取消し等

#### (寄附の意思表示の取消し)

第8条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第4条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約をいう。第10条第1項第2号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第1項に規定する行為をした場合について準用する。

4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第1項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

#### 1. 趣旨等

不当な勧誘により寄附の意思表示がされたときに、消費者契約法上の取消権により保護が図られる場合もあるが、寄附は必ずしも同法が対象とする消費者契約に限られない。

そこで、消費者契約法上の不当勧誘と同様の勧誘により、消費者契約に該当しない寄附がされた場合に関して、寄附の性質等を踏まえつつ、取消権に関する規定を設けることで、消費者契約法と併せて、漏れなく、寄附の勧誘を受ける者の保護を図る必要がある。

#### 2. 規定の内容

##### (1) 取消権（第1項）

法人等が寄附の勧誘をするに際し、第4条各号に掲げる行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合を取消しの対象とする。

ただし、消費者契約法の取消しの対象となる場合との適用関係を明確にする観点から、当該寄附が消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み

又はその承諾の意思表示を除いている。

ア 「寄附の勧誘をするに際し」及び「不安を抱いていることに乗じて」（第4条第6号）について

それぞれの意義については、第4条の説明を参照。

入信時に抱かされた不安をその後も抱き続けている者に対し、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘を行う場合も「不安を抱いていることに乗じて」に該当することから、このような勧誘により困惑して行った寄附の意思表示は、禁止行為の対象となるとともに、取消しの対象となる。

イ 「…により困惑し、それによって」について

取消権が発生するためには、法人等が第4条各号に掲げる行為をしたことにより勧誘を受けた者が困惑したこと、及び勧誘を受けた者が困惑したことにより寄附の意思表示をしたことが必要である。

この点、いわゆるマインドコントロールの下での寄附の意思表示については、自分が困惑しているかどうか判断できない状態で寄附を行ったとしても、その状態から脱した後本人が上記の要件を主張・立証して取消権を行使することは可能であると考えられる。また、寄附をした当時は自分が困惑しているか判断できない状態で外形的には義務感や使命感で寄附を行っているように見える場合でも、後から冷静になって考えると不安を抱いていることに乗じて勧誘され困惑して行った寄附と気付いたのであれば、そのような主張・立証を行って取消権を行使することは可能であると考えられる。

これに対し、困惑することが一切なく、純粋な信仰心や使命感等のみに基づいて寄附の意思表示をした場合には、上記の要件に該当しないことから、取消しの対象とならない。

## (2) 第三者の保護（第2項）

本条で規定する取消しという効果が及ぶ範囲を広げすぎると、取引の安全を損なうことがあることから、取消しという効果を及ぼすにふさわしい範囲を画するため、消費者契約法と同様に、善意でかつ過失がない第三者には対抗できないこととしている。

## (3) 法人等が第三者に対して寄附について媒介することの委託をした場合（第3項）

法人等が第三者に対して寄附について媒介することの委託をした場合において、当該第三者の不適切な勧誘に影響されて個人が意に沿わない寄附をさせられたときについて、消費者契約法第5条第1項と同様の観点から、当該委託を受けた第三者について前二項を準用することとし、個人の保護を図っている（前掲逐条解説・消費者契約法 215 頁以下参照）。

## (4) 代理人に関する規律（第4項）

個人、法人等又は前項の受託者の代理人及び復代理人が寄附に関与する場合に

において、当該寄附の意思表示については、その意思表示の効力が影響を受けるべき事実の有無を民法第101条第1項の規定に倣い、代理人及び復代理人について判断することを規定する。

個人の代理人の例としては、未成年者が単独で法律行為をすることができない財産の管理・処分に関し、親権者たる親が法定代理人として、第4条各号に掲げる行為により困惑して、寄附の意思表示をした場合に、未成年者が当該意思表示を取り消すことが可能になる。なお、個人の親族であっても代理人に該当しない者は、本項に基づき、当該個人の意思表示を取り消すことはできない。

また、法人等の代理人の例としては、個人が、法人等の代理人である弁護士による第4条各号に掲げる行為を受けて、当該弁護士に対して、債務免除の意思表示をした場合に、当該意思表示を取り消すことが可能になる。

(取消権の行使期間)

第9条 前条第1項の規定による取消権は、追認をすることができる時から1年間（第4条第6号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、3年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から5年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、10年）を経過したときも、同様とする。

## 1. 趣旨等

第8条第1項は、個人の法人等に対する寄附の意思表示について、一定の行為がなされた場合に民法の定める場合よりも取消しを広く認めるものであることを踏まえ、取引の安全の確保を図る要請も考慮しつつ、できる限り救済されるよう、取消権の行使期間を規定している。

その際、本法が、消費者契約法とあいまって、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とするものであることから、消費者契約法上の取消権の行使期間も踏まえたものとしている。

## 2. 規定の内容

第8条第1項の規定による取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないときは、時効によって消滅し、寄附の意思表示をした時から5年を経過したときも同様としている。

ただし、第4条第6号に掲げる行為（靈感等による告知）により困惑したことを理由とする同号の規定による取消権については、正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要し、かつその間は他人からは通常の状態に見えるが、本人には葛藤が続いているという趣旨の指摘がなされていることも踏まえ、短期の取消権の行使期間を3年間としている。また、正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要するとの指摘があるところ、短期の取消権の行使期間を伸長しても長期の取消権の行使期間を伸長しなければ結果的に取消権が時効消滅してしまうと想定されること、期間を伸長する場合には、数字的にも明確であり、多くの者が理解しやすい期間とすることが適切であるが、法人等が受領した寄附に関する法律関係の早期安定の要請も図る必要があることを踏まえ、長期の取消権の行使期間を10年としている。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第 10 条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第 423 条第 2 項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第 8 条第 1 項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第 4 条第 3 項（第 1 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 8 号に係る部分に限る。）（同法第 5 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項（第 3 号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第 423 条の 3 前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第 1 項第 3 号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第 752 条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第 760 条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第 766 条（同法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四 民法第 877 条から第 880 条までの規定による扶養の義務

## 1. 趣旨等

本条は、扶養や扶助を受ける権利の重要性や、無償行為の取消権の行使については寄附者の財産管理権への介入を抑制する必要性が乏しいこと、法人が寄附の勧誘に係る禁止行為に違反した場合には当該法人を保護する必要性に乏しいこと等に鑑み、扶養や扶助を受ける権利を被保全債権として、本法や消費者契約法に基づく取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権を代位行使することについては、被保全債権の期限が到来することを要しないとするものであり、民法の債権者代位権の特則を定めるものである。

## 2. 規定の内容

本法や消費者契約法の規定により取消しの対象となる寄附によって個人の資力が悪化したために、当該個人の債権者がその債権を保全する必要があるときは、債権者は債権者代位によって取消権を行使し、その結果発生する原状回復請求権を代位行使することができる。しかし、民法上は、債務者の財産管理権への介入は抑制的であるべきであるとの見地から、被保全債権の期限が到来しない間は被代位権利を行使することができず（同法第 423 条第 2 項）、被代位権利の目的が可分であるときは被保全債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる（同法第 423 条の 2）ため、被保全債権が定期金債権である場合には、期限が到来するたびに、期限が到来した債権額の範囲で債務者に属する権利を代位行使する必要がある。したがって、例えば取消しによって生じた原状回復請求権が金銭債権である場合には、期限が到来するたびに、第三債務者に対して期限が到来した部分の相当額の支払を請求することになる。

寄附によって資力が悪化し、家族等が適切な扶養等を受けられなくなる場合があると指摘されているが、扶養請求権が家族等の生活に直結することからすると、その要保護性は高いといえるところ、扶養義務等に係る定期金債権を有する者が、弁済期が到来するたびに、原状回復請求権を代位行使するのは極めて煩瑣である。他方、債務者は無償で寄附の相手方にその財産を移転したものであり、給付の返還と引き換えに何らかの義務の履行を求められるものでもないから、その財産管理権への介入を抑制する必要性は乏しい。また、取り消し得る寄附等によって財産の移転を受けた法人等は正当にその財産を保持する利益はないといえる上、その財産は無償で得たものであるから、法人等の利益を重視する必要性も乏しい。そこで、本条は、扶養や扶助を受ける権利を保全するために必要がある場合に、取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権の代位行使の円滑化を図るため、民法の上記の原則を緩和するものである。

### (1) 第 1 項について

本項は、民法第 423 条第 2 項の例外として、扶養義務等に係る定期金債権のうち期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、債務者がした寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。）の意思表示に関する第 8 条第 1 項の取消権、消費者契約法第 4 条第 3 項（第 1 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 8 号に係る部分に限る。）の取消権、これらの行使によって生ずる財産の返還請求権を代位行使することができるとするものである。これにより、債権者は、その時点で具体的に発生している扶養を受ける権利の額の範囲を超えて、期限の到来していない部分も含めて、取消権やその行使によって生ずる財産の返還請求権の代位行

使をすることができることになる。<sup>2</sup>

## (2) 第2項について

### ア 規律の概要

本項は、債権者は第三債務者に確定期限が到来していない部分に相当する金額の支払を自己に対してするように請求することはできないが、供託させることができることとしている。

### イ 本項後段の規律の必要性

取消権等の行使に伴う給付の返還請求権は、債務者の第三債務者に対する債権であるから、その代位行使は、本来、第三債務者に対し、債務者への給付の返還を求めるものとなる。しかし、債務者がその返還を受領しなければ代位権行使の目的を達することができないから、債権者は、被代位権利が金銭の支払等を目的とするものであるときは、その支払等を自己に求めることができるとされている（民法第423条の3）。

もともと、本条第1項は、被保全債権の期限が到来していない部分についても代位権行使を可能とするものであるが、代位権を行使する時点では、債権者は未だ被保全債権の弁済を受けられないのであるから、この時点で債権者が被代位債権の目的である金銭の支払等を受けることを認めるのは効果として過大である。そこで、本条第2項前段では、債権者自らへの金銭の支払等を認める民法第423条の3を適用除外としている。

そうすると、寄附をした個人に対する債権者は、寄附による給付の返還請求権を代位行使する場合に、債務者へ返還を求めることのみができることとなるのが原則であるが、一般的な債権者代位権の行使の場合と同様に、債務者による受領拒絶に対して何らかの対応策が必要となり、その方策として供託させることとする必要がある。

以上のとおり、本項後段において供託請求を認める必要性があるのは、期限未到来の債権を被保全債権として寄附に係る給付の返還請求権の代位権行使を認めたことの実効性を確保するためである。<sup>3</sup>

---

<sup>2</sup> なお、本項は、金銭の給付を内容とする寄附に関する取消権とそれに伴う原状回復請求権に限って、債権者が代位行使することを許容することとしているが、その理由は以下のとおりである。本項は、個人の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を被保全債権として、寄附の取消しによって生じた給付の返還請求権の代位行使を認めるものであるが、これは、債務者の財産管理に対する債権者の介入を民法の原則よりも緩やかに認めるものである。期限未到来部分について代位行使を認めた場合において、被代位権利である返還請求権が金銭の給付を内容とするものであるときは、その権利は性質上可分であり、被保全債権の限度での行使を許容するものにすぎないが、寄附が不動産や動産の給付を目的とするものであるときは、その返還請求権は性質上不可分であり、債権者がその全体を代位行使することは、債務者の財産管理権に対する過度の介入を許容することになるとの懸念があるからである。

<sup>3</sup> 扶養義務に係る定期金債権についてこのような特例を設けるのは、この定期金債権を確保する必要性が高い一方で、寄附に係る給付の返還請求権の管理については他の債権の管理に比べて介入を許容する範囲が広いと考えられるからである。すなわち、扶養義務に係る定期金債権が被扶



### (3) 第3項について

第三債務者による供託は、債権者による代位行使に応じてされたものであり、また、被代位債権の消滅という効果を生じさせる点で、債権者及び債務者の双方の利害に影響する。そこで、本条第2項後段の供託をしたときは、第三債務者である法人等は、これを債権者及び債務者の双方に供託の通知をしなければならないこととしている。

### (4) 第4項について

本条における「扶養義務等に係る定期金債権」を定義するものである。その内容は、民事執行法第151条の2第1項各号に掲げるものと同じである。

## 3. 本条の適用場面の具体例

以下、具体的な事例を前提に説明する。

事例 父Aと母Bは離婚しており、両者の間に子Cがいる。子Cの親権者である母Bは、父Aに対し、子Cについて毎月10万円の養育費に係る債権を有している。同債権のうち既に弁済期が到来したものが10か月分(100万円)、弁済期が到来していない終期までのものは90か月分(計900万円)である。父Aは、不当な勧誘によって法人Dに1億円の寄附をしたことがあり、その取消権を有している。

### (1) 取消権行使及びそれに伴う原状回復請求について

民法の原則によれば、母Bは、弁済期既到来分100万円を被保全債権として、父Aの取消権とその行使によって生ずる原状回復請求権を代位行使することしかできない(民法第423条の3)。第10条は、弁済期未到来分900万円をも被保全債権として、父Aの取消権とその行使によって生ずる原状回復請求権を代位行使できることとするものである。

具体的には、母Bは、弁済期既到来分の100万円については、民法第423条の3に基づき、自己に100万円の支払を求めることができ、弁済期未到来分の900

---

養者の生活の維持に必要なものであるから、その回収を確保する必要性が高く、現行法上も、この定期金債権を確保するために特別な規定が設けられている例として民事執行法(昭和54年法律第4号)第151条の2がある。他方で、寄附に係る給付は、第三債務者である法人等は無償で得たものである上、取り消された結果返還しなければならないものであるから、その履行を求められることはやむを得ない。また、寄附者は対価を得ずに無償で第三債務者に給付したものであり、給付の返還と引き換えに何らかの義務の履行を求められるものでもないこと、被代位権利を金銭の給付を内容とする寄附に関するものに限定しており、被代位権利は可分なものであって、被保全債権の額の限度でのみ代位行使することができることから、金銭の返還請求権という財産の管理に債権者が介入することも、他の債権の財産管理権に比べて広く許容することができると考えられる。

万円については、第10条第2項後段により、供託を求めることとなる。

## (2) 養育費に係る債権の満足を得るための具体的方法

母Bは、法人Dから100万円（弁済期到来分）の支払を受けた場合、この金銭は本来父Aが支払を受けるべきものであるから、不当利得として父Aに対して返還する義務を負うが、父Aに対して弁済期にある養育費に係る債権を有しているから、同債権を自働債権、父Aの不当利得返還請求権を受働債権として相殺をすることにより、養育費に係る債権の満足を得ることができる。

弁済期末到来分の900万円は本条第2項後段に基づいて供託がされるが、これは債務者を被供託者とするものであり、第三債務者が供託をしたときは、被代位債権は消滅し、債務者は上記供託について還付請求権（900万円）を取得することになる。そこで、母Bは、この還付請求権に対する強制執行によって養育費に係る債権の満足を受けることが考えられる。具体的には、同債権の確定期限が到来するたびに、上記還付請求権の差押えをし、債権執行の手続によって被保全債権の満足を得ることが考えられる（なお、この還付請求権は父Aの債権者全体のための責任財産になるものであり、母Bが優先弁済を受けることはできない。父Aに対する他の債権者は、要件が満たされれば、この還付請求権に対して強制執行をすることができる。）。

なお、債務者が還付を受けて再度寄附をするおそれがあるなど、そのままでは債務者の資力が再度悪化することが予想され、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときは、債権者は、期限未到来の養育費に係る債権を保全するため、上記還付請求権を仮差押えすることが考えられる（仮差押えは、被保全債権が期限付である場合においても、発することができる（民事保全法第20条第2項。）。）。

## (3) 親権者による適切な権利の行使が期待できない場合について

本事例とは異なり、母Bも信者である場合など親権者による適切な権利の行使が期待できず、そもそも養育費等に係る債権を取得することができない事態が生ずることも考えられる。このように親権者による親権の行使が不相当であることにより子の利益を害するときは、子やその親族等の関係者は、家庭裁判所に対し、親権の停止等を請求することができる。そのような請求が認められて、親権を行う者がいない状態となった場合には、未成年後見が開始し、家庭裁判所が選任した未成年後見人が、子に代わって、その権利を適切に行使することが想定される。

その他、未成年が親権者を訴えることは、親権者と子との利益が相反する行為に該当するところ、特別代理人を選任することにより、親権停止等の措置を前提とすることなく、未成年者が親権者を訴える余地もあるものと考えられる。

さらに、未成年者が自ら訴訟等の手続を行うことが實際上困難な場合も考えられるところ、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関及び関係団体等が連

携した相談対応（第 11 条参照）、民事法律扶助や日本弁護士連合会からの委託による「子どもに対する法律援助」の活用等により支援を受けることが可能である。

#### 第4章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第11条 国は、前条第1項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第423条第1項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

##### 1. 趣旨等

個人が法人等の不当な勧誘により寄附をした場合等においては、当該個人等が、情報・交渉力等の格差がある法人等に対して取消権等を行うことは困難である場合が多いことに鑑み、当該個人等の実効的な救済を図るため、国に対し、これらの権利の適切な行使による被害の回復等のために必要な支援に関する施策を講ずべき努力義務を課したものである。

##### 2. 規定の内容

個人が法人等の不当な勧誘により寄附をした場合等において、当該個人又は当該個人に対して一定の債権を有する者が、第10条第1項各号に定める取消権及びこれを行行使したことにより生ずる給付の返還請求権を適切に行行使して被害の回復等を図ることができるようにするため、国に対し、総合法律支援の中核を担う日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化や、利用しやすい相談体制の整備等、当該個人等の実効的救済のために必要な支援に関する施策を講ずべき努力義務を課している。

## 第5章 雑則

(運用上の配慮)

第12条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第13条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第14条 内閣総理大臣は、第2章第3節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあっては、国务大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第15条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

### 1. 趣旨等

本法においては、寄附の勧誘に関する配慮義務及び禁止行為を明示した上で、配慮義務の不遵守又は禁止行為を行った法人等に対する行政措置を規定している。

この行政措置の実効性及び適正性を確保する観点から、雑則に関する章を設けた上で、①運用上の配慮、②内閣総理大臣への資料提供、③内閣総理大臣の権限の委任、④命令への委任に関する事項を規定する。

### 2. 規定の内容

#### (1) 運用上の配慮（第12条）

主として、第2章第3節に係る行政措置等の運用に当たって、行政機関が学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定している。本法における行政上の措置については、配慮義務について、これを遵守しない法人等に対する勧告及び公表並びに勧告をするために必要な限度での報告徴収を、禁止行為について、①報告徴収、②禁止の対象となる勧誘等を行う法人等に対する勧告、及び③（②の）勧告に従わない法人等に対する命令を主な内容としている。

これらの措置を実際に運用する際には、個人を保護するために必要な場合限り勧告等を行うこととするものの、寄附が無償行為であり、法人等が寄附を受領する場合には、その態様や位置付け等において、一般の商取引における事業者の

経済活動とは異なる側面がある。特に、学校法人、宗教法人、政治団体については、これらの団体の主要な活動が寄附で成り立っている側面があり、かつ、当該活動は憲法上の権利でもある学問の自由、信教の自由、政治活動の自由とそれぞれ関連性を有する側面がある。

したがって、この法律の運用に当たっては、寄附の勧誘等の適正性を確保することが重要となるものの、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由を不当に侵害したり抑制したりすることとならないよう十分に配慮しなければならない旨を規定している。

#### (2) 内閣総理大臣への資料提供（第13条）

本法は内閣総理大臣（消費者庁の主任の大臣）が主管するが、寄附の勧誘等については幅広く行われており、法人等の事業の性質も様々であり、当該事業の所管省庁も多岐にわたっている。

このため、内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明等の必要な協力を求めることができる旨を規定することによって、円滑な運用につなげるものである。

#### (3) 内閣総理大臣の権限の委任（第14条）

本法における行政庁は内閣総理大臣ではあるものの、行政措置は消費者庁において行う（なお、消費者契約法と同様に民事ルールの企画立案等は消費者庁・法務省が共同して行う。）ことから、消費者庁の長である消費者庁長官にそのために必要な権限を委任する。もっとも、第13条の規定による内閣総理大臣の権限のうち、国务大臣に対するものについては、国务大臣の対等性の観点から、内閣総理大臣に留保することとしている。

#### (4) 命令への委任（第15条）

本法の実施のための細則等を法令（命令）で規定することによって、当該細則の法規範性を確保する必要がある。

もっとも実施のための細則等が必要と考えられる規定については、行政措置に限られ、かつ、上記（3）のとおり消費者庁が行政措置を行うこととしていることから、命令に委任することとしている。

## 第6章 罰則

第16条 第7条第3項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第17条 第7条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 1. 趣旨等

本法第7条においては、寄附の勧誘に関する禁止行為を明示した上で、当該禁止行為を行った法人等に対する行政措置を規定している。また、その前段階として内閣総理大臣による報告徴収を行うことを可能としている。

仮に、法人等が命令に違反した場合には、その際の是正手段がないことから、罰則の対象とする必要がある。また、法人等が虚偽の報告等をした場合には、その悪質性を踏まえ、罰則の対象とする必要がある。なお、法人等の代表者等がこれらの罰則の対象となる行為をした場合には、行為者本人に加え、法人等も罰則（罰金刑）の対象とする（いわゆる法人両罰規定）。

### 2. 規定の内容

上記1のように罰則を設けることとするものの、同種の違反を罰則の対象とする他の法律を参照し、適切な範囲のものとする必要がある。

本法においては、法人等が命令に違反した場合には1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（第16条）。さらに、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には50万円以下の罰金に処する（第17条）旨を規定する。もっとも、寄附の勧誘に当たっての配慮義務に対する勧告等（第6条参照）については、その性質も踏まえ、当該勧告に従わない場合や虚偽の報告があった場合等であっても罰則の対象とはされておらず、あくまでも法人等の名称の公表等を通じ当該勧告等の遵守を促すこととなる。

なお、第18条第1項の法人両罰規定については、第2条の法人等の定義を同項にも及ぼし、法人に加え、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあ

るものも対象としている。この点に関し、国会の附帯決議<sup>4</sup>において、禁止行為の違反に対する法人等への勧告及び命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないように両罰規定を設けた趣旨を踏まえ、法の規定内容及び趣旨について関係機関等に対して周知することと指摘されている。

---

<sup>4</sup> 参議院消費者問題特別委員会の「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」に対する附帯決議（令和4年12月10日）の五を参照。



## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第4条(第3号及び第4号に係る部分に限る。)及び第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)の施行の日

二 第5条、第2章第3節及び第6章の規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

### (経過措置)

第2条 第8条第1項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示(第4条第3号及び第4号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示)について適用する。

第3条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項第2号中「から第4号まで、第6号又は第8号」とあるのは、「、第2号、第4号又は第6号」とする。

第4条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

### (検討)

第5条 政府は、この法律の施行後2年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第6条 (略)

## 1. 施行期日(附則第1条)

本法は、寄附の勧誘に関する禁止行為を明示した上で、寄附者の取消権等について定めるとともに、当該禁止行為を行った法人等に対する行政措置を内容とするところ、原則として早期に施行されることが望ましいことから、公布の日から起算して20日を経過した日(令和5年1月5日)から施行することとしている(第1条本

文)。

なお、第4条第3号及び第4号関係については、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)により、これらと同内容の規定が消費者契約法第4条第3項に設けられるところ、同改正法の施行日が令和5年6月1日とされていることを踏まえ、同日に施行することとしている(第1号)。

また、行政措置及び刑罰に係る規定については、個人や法人等に混乱が生じないよう公布から施行までに一定の期間を設ける必要がある。そこで、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを規定している(第2号)。

## 2. 検討条項(附則第5条)

政府は、法施行後2年を目途として、本法の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。